

京都市訓令甲第 21 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

別表健康福祉部障害保健福祉担当部長の項に次の1号を加える。

- (8) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定  
(担当事務に関するものに限る。) に関する事。

別表障害保健福祉課長の項に次の1号を加える。

- (14) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定  
及び支給決定 (担当事務に関するものに限る。) に関する事。

別表子どもはぐくみ課長の項に次の1号を加える。

- (11) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定  
(担当事務に関するものに限る。) に関する事。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)